

## 第 5 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が 招集した。

2 場所 沼南庁舎 5 階 大会議室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

### < 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
4 番	大 宮 茂 男	5 番	成 嶋 君 美
6 番	飯 野 文 夫	7 番	坂 卷 洋 行
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
1 0 番	寺 島 和 彦	1 1 番	村 越 等
1 2 番	橋 本 英 介	1 3 番	谷 田 貝 和 代
1 4 番	平 川 徹	1 5 番	染 谷 茂
1 6 番	山 崎 明 久		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

### < 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友 野 博 之	1 8 番	小 川 克 己
1 9 番	栗 原 豊	2 0 番	染 谷 織 恵
2 1 番	大 塚 信 幸	2 2 番	豊 田 佐 智 子
2 3 番	木 村 寿	2 4 番	関 根 勝 敏
2 5 番	濱 嶋 静	2 6 番	富 澤 英 三
2 7 番	林 敏 夫	2 9 番	石 井 一 美
3 0 番	砂 川 晴 彦	3 1 番	坂 卷 儀 治

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3 番 遠 藤 秀 生      2 8 番 飯 田 利 明

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次 長 杉 浦 清  
副主幹 原 田 圭 介  
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

## 7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について
- (6) 農地法第3条の規定による許可指令書の交付について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

**議長** 「議長一任」ということですが，異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** それでは，指名をさせていただきます。

村越等委員，谷田貝和代委員，よろしくお願いいいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第 1 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願いいいたします。

**成嶋委員長** 農地第 1 調査会は，去る 12 月 6 日，7 日，令和 3 年度第 9 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 4 条 1 件，第 5 条 3 件，非農地証明 1 件，主たる従事者証明 2 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 3 年 8 月に開催された第 1 回総会の議案第 1 号から 2 号の 4 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番についてご報告します、

調査会資料は3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が新たに農地を借りて新規就農するため、一方、●●在住の譲渡人は譲受人の要望に応えるため、使用貸借権の設定による許可申請で、使用貸借期間は●年です。

申請地は、弁天下の畑●筆●，●●●㎡で，●●●，●●，●●●●●を譲受人●人で栽培する計画です。

譲受人は、令和●年●月から●●農業委員のもとで農作業について学ぶなど、新規就農の準備を進めているところです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

続いて、事務局に補足説明を求めます。

事務局お願いします。

**事務局** それでは、1番につきまして、補足説明致します。

まず、別紙の調査会資料をご覧ください。

新規就農者の農業経営実施計画書になります。

まず1ページ、経歴書をご覧ください。

申請者は●●歳の男性で、令和●年●月から●●●●●農業委員の指

導のもと、農業研修を受けながら本格的に就農の準備をしています。

次の2ページは、営農計画書になります。

資料の5番、農機具類等につきましては、次ページの農業経営実施計画書に記載されておりますので、そちらでご説明いたします。

次に3ページ、農業経営実施計画書をご覧ください。

目標とする営農類型は主に露地野菜で、●●●、●●●、●●●●などで、借入予定地の弁天下の畑、約●反で行う計画です。

次に4ページは、機械、施設と労働力についてです。

軽トラックは自己資金により購入済であり、トラクター、管理機など、その他の機械類は●●農業委員から借入れ予定です。

労働力は、●●のみの●名で、年間●●●日従事する計画です。

次に5ページは、農作物の栽培計画になります。

次の6ページは、年間収支計画となっております。

就労初年度は約●●●万円の売上げに対して約●●●万円の経費を計上しております。

なお、販売先は柏公設市場、農協、直売所を予定しております。

最後に7ページをご覧ください。

栽培方法は普通栽培、集落活動への参加計画につきましては記載のとおりです。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

1番について何か質問はございませんか。

金子委員。

**金子委員** 金子です。

結構手間のかかる作物が多いみたいですが、誰か手伝ってくれる人の予定はあるんでしょうか。

**成嶋委員長** 一部共同作業ということがありますから、●●さんの家族の方々や一緒に働いている人が手伝うそうです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が自己所有地と一体で耕作するため、また●●在住の譲渡人は、●●により経営面積を縮小したいため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、泉の畑●筆●●●m<sup>2</sup>で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 3番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が自己所有地と一体で耕作するため、また、●●●●在住の譲渡人は●●により経営面積を縮小させたいため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、布施下の畑●筆●●●m<sup>2</sup>で、●●●●●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、名戸ケ谷の畑●筆●●●m<sup>2</sup>です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の近隣で暮らす申請人が、家族の車両所有台数の増加予定に伴い、新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、自家用車2台、軽トラック1台の計3台を収容するもので、申請地は砂利敷とし、単管パイプ車留めを設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、出入口部分はコンクリート敷とし、周囲は既設木杭トラロープ及び既設RCブロックフェンスにより土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

村越委員。

**村越委員** 村越です。

申請人の家族構成はどんな感じなんでしょうか。車が増えるということですが。

**成嶋委員長** ちょっと家族構成まではわかりませんが、●●さんの車が増えるということで、●●さんの車を自宅に置いて、申請人の車を新しい駐車場に置くということです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、資材置場兼車両置場用地への転用許可申請であります。

申請地は、藤心の畑●筆●，●●●㎡です。

鉄道駅からおおむね1kmを超えない区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人が営む建設業者が、事業の拡大や一部既存施設の返還により既存施設が手狭となり、新たな施設が必要になったため、資材置場車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、鉄筋及びブロック、乗用車2台、4tトラック5台、ダンプ2台、ユンボ2台を保管する予定で、申請地内は車両置場部分は砕石敷、資材置場部分は整地転圧するものです。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、出入口を除いた周囲はコンパネ、既存ブロック及び既存のり面により土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番から3番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 2番から3番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、大井の畑●筆の合計●●●m<sup>2</sup>です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、家族の増加や今後のことを考慮し、実家に隣接する●及び●●が所有する申請地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

計画内容は、●●●●建て、建築面積●●●.●●m<sup>2</sup>、延べ床面積●●.●m<sup>2</sup>、●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透枡で、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、既設U字溝に放流します。周囲はコンクリートブロック、フェンス、板柵を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番から3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記するための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、増尾の畑●筆の合計●●●㎡で、現況は宅地です。

申請者は、平成●●年●月、相続により所有権を取得しましたが、昭和●●年から宅地の敷地として使用していたとのことです。

平成●●年撮影の航空写真が添付されており、20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による処分も受けていないことから、現地調査並びに面接調査の結果を踏まえ、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

酒巻委員。

**酒巻委員** 酒巻です。

この申請人の方は何歳ですか。

**成嶋委員長** ●●歳です。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」  
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、●●●及び●●●在住の方が生産緑地法第10条の規定に基

づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、手賀の杜の畑●●筆の合計●，●●●㎡です。

申請理由は、令和●年●月、農業経営に欠くことのできない申出者の●が●●●●，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 2番についてご報告します。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、●●在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、大室の畑●筆の合計●，●●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が、●●により当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」その1～その3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** ご苦労さまでした。

議案第6号その1につきましては、●●●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしくお願いします。

(●●●●●が退席)

**飯野職代** それでは、議事を進行させていただきます。

議案第6号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が新利根の田●筆、面積●，●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**飯野職代** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**飯野職代** 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第6号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**飯野職代** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●●●●が着席)

**議長** それでは、次の審議に入ります。

議案第6号その2につきましては、●●●●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●●●が退席)

**議長** それでは、議案第6号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第1番から2番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から貸借権の設定を受ける者は、●●●●●●に所在する農地所有適格法人で、鷺野谷新田の田●筆、鷺野谷の田●筆、合計面積●、●●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第6号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●の除斥を解除いたします。

(●●●●が着席)

**議長** それでは、議案第6号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第3番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に在住の農業者で布施の畑●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第4番から6番は、●●●に在住の農業者が新利根の田●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第7番から8番は、●●に在住の農業者が新利根の田●筆、弁天下の田●筆、合計面積●万●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第9番は、●●に在住する農業者が布施下の田●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第10番は、●●に在住の農業者が泉村新田の田●筆、染井入新田の田●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第11番は、●●に在住の農業者が藤心の畑●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第12番は、藤心に在住の農業者が藤心の畑●筆、面積●●●m<sup>2</sup>に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第13番は、●●に在住の農業者が泉村新田の田●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第14番から15番は、●●に在住の農業者が鷺野谷の田●筆、合計面積●、●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので、設定

期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

成嶋委員。

**成嶋委員** 成嶋です。

3番の賃借料●●●円とありますが、この面積で●●●円ですか。

間違いありませんか。

**農政課** はい、間違いありません。

**成嶋委員** わかりました。

これ●●●円というのは、ただ荒れちゃうとしようがないからということなんですか。

借り受ける金額として●●●円という安い金額は普通ないですよ。

何か理由がありますか。

**農政課** 現在、地権者の方が●●にお住まいで、全く畑のほうはやっていないので、●●さんに耕作していただきたいということで、具体的な金額が決まっているわけではないので、お互い話しあって決定したと伺っております。

**成嶋委員** では、荒れないための維持管理のような感じですかね。

**農政課** はい、そうです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、承認いたします。  
議案第6号その3を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** それでは、次の議案に入ります。  
議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。  
総括説明を事務局に求めます。  
事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。  
1番から3番は関連がありますので、一括して調査結果の報告を事務局に求めます。  
事務局お願いします。

(事務局が調査結果報告)

**議長** 調査結果の報告がありました。  
1番から3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番から3番を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

(事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

12月23日木曜日、12月24日金曜日が調査会で、23日は午前9時から、24日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

令和4年1月7日金曜日が総会で、午後2時から沼南庁舎5階大会議室でございます。

これをもちまして、第5回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分閉会)